

# 入札説明書

## (一般競争入札)

件名

各戸配布広報紙「福岡県だより」の  
製作及び配送業務

県民情報広報課

令和8年3月6日

# 入札説明書項目

- ・ 入札手続き
- ・ 入札参加者心得
- ・ 「入札保証金・契約保証金」の注意事項
- ・ 仕様書
- ・ 入札書及び記入例
- ・ 委任状及び記入例
- ・ 入札参加条件確認書及び記載例
- ・ 業務履行証明書及び記入例
- ・ 履行確認書（交付願い）
- ・ 委託契約書（案）
- ・ 誓約書

## 入札手続き

福岡県が発注する各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務に係る一般競争入札は、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、7に掲げる部局に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年3月6日

2 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務
- (2) 契約の期間 契約締結日から令和9年5月31日

3 調達内容の仕様及び数量等

別添「各戸配布広報紙仕様書」及び「各戸配布広報紙音声コード版仕様書」のとおり

4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加資格を得るための申請方法

4に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

6 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 8 年 4 月 17 日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 4 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	A A
13	06	広告宣伝	A A

(2) 過去 2 年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2) の同種、同程度とは下記のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3 万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1 年間に 2 回以上）製作したことがあることとする。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

7 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3102

ファクス 092-632-5331

8 契約条項を示す場所

7 の部局とする。

9 契約書作成の要否

要（別紙様式）

10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

7の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年4月16日(木曜日)午後5時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)により提出しなければならない。その他の方法による提出は認めない。

12 入札書の提出場所、提出期限及び注意事項

(1) 提出場所

7の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年4月16日(木曜日)午後5時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書(別紙様式)を直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)により提出しなければならない。その他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、別添の各仕様書に記載した調達内容に係る一切の諸経費を含めた各品目1部当たりの額に、それぞれ発行実績部数または発行見込部数を乗じた額の合計金額とする。つまり、各戸配布広報紙の製作及び配送業務(以下「広報紙の製作等」という。)1部当たりの単価に13,233,543(令和7年5月から令和8年3月の発行実績部数)を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版の製作(以下「音声コード版の製作」という。)1部当たりの単価に2,100(令和8年7月から令和9年5月までの発行見込み数)を乗じて得た額との合計金額とする。なお、本契約は品目ごとの単価契約であるため、入札書には、品目ごとの単価と、単価に品目ごとの発行実績部数又は発行見込部数を乗じた金額も記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 代理人が入札する場合は、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

オ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「4月17日開封《各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「4月17日開封《各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

カ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

キ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ク 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

ケ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

### 13 開札

#### (1) 日時

令和8年4月17日（金曜日）午前10時00分

#### (2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁 総務部会議室（地下1階）

#### (3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

#### (4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

### 14 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積金額（この号において「見積金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に13,233,543（令和7年5月から令和8年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（令和8年7月から令和9年5月までの発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。この場合にあっては、再度の入札の場合を見越し、十分な保険契約期間を確保すること。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額より高いものをいう。）

## （2）契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に13,233,543（令和7年5月から令和8年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（令和8年7月から令和9年5月までの発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、当該契約の契約金額が本件の契約金額の2割に相当する額より高いものをいう。）

## 15 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、13（4）により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした

者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 16 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 17 その他

##### (1) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

## 入札参加者心得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、全てを了承した上で入札すること
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものである
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、事前に問い合わせること
- 4 開札中は、一切の発言を認めないので静粛にすること
- 5 入札に参加する者は、入札についての談合又は何等の協議もしてはならない
- 6 県に提出した入札書は、書き換えたり、撤回することができないため、誤算や違算又は見込み違い等のないように十分注意すること
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（品目ごとの単価に、令和7年5月から令和8年3月までの発行実績部数または令和8年7月から令和9年5月までの発行見込み部数（「各戸配布広報紙の製作及び配送業務」は13,233,543部、「各戸配布広報紙音声コード版の製作業務」は2,100部）を乗じた金額の合計）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること
- 8 次の入札書は無効となる。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない
  - (1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
  - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
  - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
  - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の110＝税込金額）の100分の5に達しない入札
  - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
  - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む）及び虚偽の申請を行った者がした入札
  - (9) 入札書の日付がない入札、又は日付に記載誤りがある入札
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがある。このとき、第二回目の入札に参加する意志のない者は、入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は入札を中止することがある
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除事項を記載した誓約書に押印したときであること
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きをすることについて協力すること
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意すること

## 「入札保証金・契約保証金」の注意事項

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出する必要があります。

### 1 入札保証金を納める

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額（品目ごとの単価に、令和7年5月から令和8年3月までの発行実績部数または令和8年7月から令和9年5月までの発行見込み部数（「各戸配布広報紙の製作及び配送業務」は13,233,543部、「各戸配布広報紙音声コード版の製作業務」は2,100部）を乗じた金額の合計）の100分の110（＝税込金額）の5%以上です。入札保証金を納付する際は、現金又は小切手とともに「保証金等納付書」に記入押印が必要です。「保証金等納付書」は県民情報広報課で受領してください。

また、入札保証金を持参される場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

### 2 入札保証保険に入り、その証書を提出する

保険金額は、入札しようとする金額の100分の110（＝税込金額）の5%以上です。保険期間は、下記の期間を含むものでお願いします。

令和8年4月17日（金曜日）～令和8年4月28日（火曜日）

※契約締結日が保険期間を超える場合は、当該期間を延長していただく必要があります。

### 3 履行証明書を提出する

これは、「過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。履行証明は、過去2年間のもの2件が必要です。

証明書は、他の支店、営業所が履行したものではなく、入札しようとする者が履行したものを提出してください。また、同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が本件の契約金額の2割に相当する額より高いものをいいます。

（例：1,000,000円が入札金額の場合、契約希望金額が1,100,000円となり、その20%となる220,000円を超える金額（＝220,001円以上）の履行実績が2件必要となります）

### 【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取り扱いですが、契約金額（＝税込金額）に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
保証金納付	5%	10%
保証保険	5%	10%
履行証明	20%	20%

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。